

振込専用口座サービス利用規定

PayPay 銀行株式会社(以下、当社といいます)は、振込専用口座サービスに関する利用規定(以下、本利用規定といいます)を以下のとおり定めます。

第1条(定義)

1. 「本サービス」とは、振込専用口座サービスの名称で当社のBUSINESS ACCOUNT(法人・個人事業主向け普通預金口座)を保有するお客さまに対して当社が提供する、振込金の収納専用口座番号(以下便宜上「振込専用口座」といいますが、預金口座ではありません)宛に振込入金があった場合、その都度、入金された資金をお客さま指定の収納口座に振り替えるサービスをいいます。
2. 「お客さま」とは、当社所定の方法により本サービスの利用を申し込み、当社がこれを応諾した法人または個人事業者をいいます。
3. 「収納口座」とは、本サービスの利用にあたり、お客さまが振込入金の振替先として指定する、お客さま名義のBUSINESS ACCOUNT をいいます。
4. 「サービス利用料」とは、本サービス利用の対価として、当社が定める利用料をいいます。

第2条(適用規定)

1. 本サービスには、本利用規定の他「預金口座取引一般規定」(以下「一般規定」といいます)、「決済サービス基本規定」(以下「基本規定」といいます)が適用されるものとします。
2. 本利用規定は、一般規定および基本規定に付帯するものとし、本利用規定と一般規定または基本規定の定めが異なるときは、本利用規定が優先するものとします。

第3条(契約の成立)

1. お客さまは、当社所定の方法により本サービスの利用申込を行うものとします。
2. お客さまが利用申込を行った場合、一般規定、基本規定、本利用規定、当社が本サービスについてホームページに記載する事項に同意したものとみなします。
3. 当社は、本条第1項に定める利用申込を受領した後、当社所定の審査を行い、これを承認したときに、お客さまと当社の間で一般規定、基本規定、および本利用規定に定める条件にて本サービスに係る契約(以下、「サービス契約」といいます)が成立するものとします。当社は、当社所定の方法により審査の結果をお客さまに通知します。

第4条(振込専用口座の発番および割り当て等)

1. お客さまは、前条の定めに基づき契約が成立した後、当社所定の方法により振込専用口座の発番を申し込み、当社が申し込みを承諾した後、発番した口座の情報を取得できるものとします。
2. 振込専用口座の発番は100口座単位で行うものとし、発番上限数は3,000口座とします。発番した口座を解約した場合、解約分も含めた延べ発番数の上限を3,000口座とします。

3. 当社は、振込専用口座の割り当てを行いません。お客さまは、お客さまの商品・サービスを利用し、代金の振り込みをされる人(以下「振込人」といいます)に、任意で振込専用口座を割り当て、お客さまの管理において振り込み確認を行うものとします。

第5条(振込入金資金の振り替え等)

1. 当社は、振込専用口座宛の振込入金の処理が完了した後、速やかに振込入金された資金を当該振込専用口座に係る収納口座に振り替えます。なお、本サービスにおいて、振込入金された資金を複数の収納口座に振り替えることはできません。
2. 当社は、前項の定めにしたがい振り替えを行った後、収納口座の普通預金明細に当該振り替えに係る当社所定の情報を表示します。
3. 当社は、振込専用口座宛に振り込まれた資金について振込人より組戻依頼があり、お客さまがこれに同意した場合、収納口座より組み戻しを行います。
4. 振込専用口座から収納口座への資金の振り替えは、当社所定の振込サービスを利用した振り込みについてのみ使用できるものとします。

第6条(振込専用口座の解約)

1. お客さまは、振込専用口座の解約を希望する場合、当社ホームページにて解約手続を行うものとします。
2. 振込専用口座の解約は、発番時の申込単位で行うものとします。同一の申し込みにて発番した振込専用口座を、その一部のみ解約することはできません。

第7条(収納口座の変更等)

1. お客さまは、発番した振込専用口座の収納口座を、別の普通預金口座に変更することはできません。
2. お客さまは、本サービスにおいて複数の収納口座の利用を希望する場合、収納口座ごとに本サービスの利用申込を行うものとします。

第8条(取扱時間等)

1. 本サービスの取扱時間ならびに振込専用口座の解約受付時間は、原則として、24時間365日とします。ただし、当社が、システム点検のため、またはシステム障害その他のやむを得ない事由により営業を停止している場合はこの限りではありません。
2. 毎日23時58分から0時5分の時間、収納口座となる普通預金口座は、振込専用口座経由以外のPayPay銀行口座間の振り込みを受け付けることができません。
3. 振込専用口座は発番後即時に利用可能となるものとし、利用開始日時を指定しての発番予約はできません。ただし、毎月月末日の23時0分以降に発番した振込専用口座については、翌月1日の0時0分より利用可能となるものとします。
4. 毎月月末日の23時0分から、翌月1日の月額利用料引落処理が完了するまでの時間帯は、振込専用口座の解約を受け付けません。

第9条(禁止事項)

1. お客さまは、海外送金による資金の受け取りに本サービスを利用してはならないものとします。
2. お客さまは、回収代行業者、収納代行業者、その他名称を問わずこれらに類する事業者の回収代行に本サービスを利用してはならないものとします。本項は2024年5月1日以降に発番された振込専用口座に適用されるものとします。
3. お客さまは、以下に該当する商品や役務の対価の受け取りまたは回収代行に本サービスを利用してはならないものとします。
 - (1) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害、または侵害するおそれのあるもの。
 - (2) 当社のサービス運営を妨害するもの、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を侵害するもの、当社または第三者に不利益を与えるもの。
 - (3) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により当社または第三者の個人情報を収集するもの。
 - (4) 法律、政令、省令、条例、条約、業界規制等に違反するもの。
 - (5) 反社会的あるいは反道徳的な行為を目的とするもの。
 - (6) 以下に掲げる類の公序良俗に反する表現・内容を含むもの。
 - ア. 犯罪を肯定・美化する表現・内容
 - イ. 性に関する表現で、青少年の保護育成に反すると思われる表現・内容
 - ウ. 醜悪・残酷な表現で、消費者に不快感を与えるおそれのある表現・内容
 - エ. 不良商法・詐欺的とみなされる表現・内容
 - オ. 非科学的・迷信に類するもので、消費者を惑わせたり不安を与える表現・内容
 - カ. 誹謗中傷・人権侵害になる表現・内容
 - キ. その他、当社が公序良俗に反すると判断する表現・内容

第10条(サービス利用料等)

1. 振込専用口座の月額サービス利用料は以下のとおり(税別)とします。

基本料	1,000 円
口座利用料	振込専用口座 100 口座あたり 200 円

2. 本サービスにおいて複数の収納口座を利用する場合、基本料は収納口座ごとに発生するものとします。
3. 月額サービス利用料は先払いとし、口座発番時に初月分を収納口座より引き落とすものとします。また翌月以降については、毎月1日に当月利用分を収納口座より引き落とすものとします。
4. 本サービスに係る契約に基づき、お客さまが月中に振込専用口座を発番した場合、または月中に振込専用口座の全部または一部を解約した場合のいずれにおいても、当月における振込専用口座の月額サービス利用料が全額発生するものとし、日割による返金はありません。
5. 発番済の振込専用口座の月額サービス利用料が、収納口座の残高不足により引き落としできない場合、当社は収納口座に月額サービス利用料相当額の入金を確認次第、即時に再引き落とし処理を行うものとします。
6. 振込専用口座の月額サービス利用料のお支払いが当月10日までに確認できない場合、当社は当該収納口

座にてご契約のすべての振込専用口座に対し、ただちにご利用を停止できるものとします。利用停止となった振込専用口座は、当社が当月分月額サービス利用料の入金を確認後、再利用可能となります。

7. 当社が前項ならびに第 12 条第 1 項のいずれかにおける事由にて、月中に振込専用口座を停止または終了した場合についても、当月の振込専用口座月額サービス利用料は全額発生するものとします。
8. 前項の各種手数料等に係る事項は、当社所定のインターネットホームページ等で事前に告知することにより、当社にて随時見直すことができるものとします。

第 11 条(本サービスの変更、中止または終了)

1. 当社は、当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、本サービスの内容を変更できるものとします。なお、変更に伴いお客さまのシステムに改変等の必要が生じる場合、お客さまは、自己の責任と負担においてお客さまのシステムの改変等を行うものとします。
2. 当社は、当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、本サービスの提供を中止または終了することができるものとします。

第 12 条(本サービス提供の終了等)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、お客さまの承諾なく、また、何ら通知催告等することなく振込専用口座の発番を含む本サービスの一部または全部の提供を停止または終了できるものとします。
 - (1) 本サービスがお客さまもしくは第三者によって法令等(マネー・ロンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に使用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合、または犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当社が判断した場合
 - (2) 警察、検察、裁判所、消費者センター、監督官庁等の公的機関、または弁護士、司法書士その他これらに類するもの、または振込仕向銀行から、振込専用口座が不正に使用されているまたはそのおそれがある旨の照会があった場合、もしくはお客さまが第 3 条第 1 項に定める利用申込の際に虚偽の申告をしていた場合
 - (3) 当社が、一般規定第 17 条第 3 項に基づき収納口座における預金取引の全部または一部を停止した場合
 - (4) 収納口座からの利用料引き落としが長期にわたり実施できず、お客さまに支払いの意思がないと当社が判断した場合
 - (5) お客さまが、本利用規定の変更不同意の場合
 - (6) お客さまが、一般規定、基本規定、または本利用規定に違反した場合
 - (7) 前各号の他、当社が本サービスの提供を停止または終了すべきと判断する相当の事由がある場合
2. 前項第 1 号に定める場合、お客さまは、当社が行う所定の本人確認および不正使用に関する調査に応じることをあらかじめ承諾し、これに協力するものとします。
3. 本条第 1 項第 1 号に定める場合、不正使用された、またはそのおそれがある資金の返却要求が振込仕向銀行または不正使用の被害者からなされた時に、お客さまは資金返却に対する承諾可否を回答することとします。承諾不可と回答した場合は当該資金が不正使用にて得られたものではないことを当社に誠意をもって説

明するものとします。本項は、お客さまが本サービスを解約した後、ならびに当社が本サービスの提供を中止または終了した後も引き続き効力を有するものとします。

第 13 条(免責)

当社は、次の各号に定める場合、当該事由に起因して生じた本サービスに係る損害について一切責任を負いません。

- (1) 天災地変、火災、騒乱等の不可抗力、または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (2) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が発生したとき
- (3) 第 11 条に基づき、当社が本サービスの内容を変更し、または本サービスの提供を中止もしくは終了したとき
- (4) 第 12 条第 1 項に基づき、当社がワンタイム口座の発番を停止もしくは終了または本サービスの提供を停止もしくは終了したとき
- (5) 当社の責めに帰すべき事由がないとき

第 14 条(準拠法および裁判管轄)

1. 本利用規定は、日本法を準拠法とします。
2. 本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条(本利用規定の変更)

1. 本利用規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更するものとします。
2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の本利用規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上

【2024年6月17日】